



五月晴れの空がとても心地よい季節となりました。気候が良くなりますと心も身体も軽やかに動きやすくなります。日頃氣になっていたのにできなかった片付けや、行ってみたかった場所へお出かけするなど、リフレッシュできる時間を大事に過ごしたいものです。新年度がはじまり、社員さんやパートさんを雇い始めると様々な手続きが必要になります。その多くは事業所の給与担当の方が行わなければなりません。そこで今回は毎月計算する給料計算についてや通勤費・通勤手当などについて改めてご紹介いたします。

[給与計算・賃金台帳作成について]

支給額	①基本給	②…残業手当 ③…扶養手当、家族手当、育児手当、住宅手当、出張手当、皆勤手当等があります。 ④…課税対象から外れる通勤にかかる費用を計算します。(通勤手当は下 図Ⅰ 参照) ⑤…総支給額	
	②所定時間外賃金		
	③〇〇手当		
	④通勤手当(一定額までは非課税)		
	⑤ ①～④合計		
控除額	⑥健康保険料	⑥⑦⑧⑨…全国健康保険協会から届く保険料額表をご覧ください。 ⑦…40～64歳の方が負担します。65歳以降は、特別徴収(年金からの天引き)又は、普通徴収(口座振替、納付書払い)の方法で負担します。 ⑧…令和8年4月分(5月納付分)から負担します。 ⑥⑦⑧⑨⑩…社会保険料 ⑩…⑤総支給額×各税率(令和8年4月から令和9年3月までは 一般の事業5/1000 建設事業6/1000) ⑪…課税合計(①②③) - 社会保険料(⑥⑦⑧⑨⑩) = 課税対象額(その月の社会保険料等控除後の給与等の金額) 源泉徴収税額表の課税対象額と扶養親族等の数が交わる金額が源泉所得税となります。(給与所得の源泉徴収税額の求め方は下 図Ⅱ 参照) ⑫…5月中旬頃、6月分～翌年5月分までの給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)が届きます。そこに記載されている額を毎月の給与から差し引きます。 ※「特別徴収」は給与から天引きで納めます。「普通徴収」は個人で納付書を使って納めます。	
	⑦介護保険料		
	⑧子ども・子育て支援金		
	⑨厚生年金保険料		
	⑩雇用保険料		
	⑪所得税		
	⑫住民税		
	⑬ ⑥～⑫合計		
	差引支給額		⑤-⑬



[食事支給に係る所得税非課税限度額の見直しについて]

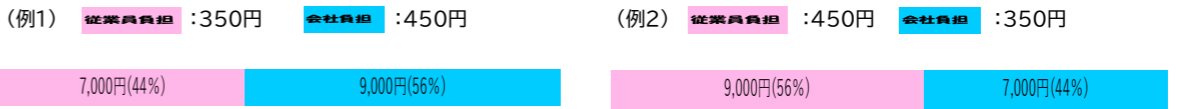
出典:国税庁HP

令和8年度税制改正により、42年ぶりに見直しが行われました。2026年4月1日以降に支給される食事から、従来の月額3,500円から**月額7,500円**に引き上げられました。物品や食事の提供などのいわゆる「現物支給」については原則として給与として取り扱われ所得税の課税対象になります。ただし役員または使用人に支給する食事は、次の2つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

- ①役員や使用人が**食事の価額の50%相当額以上を負担していること。**
- ②(食事の価額) - (実際に負担している価額)が1か月当たり7,500円以下であること。



1か月の支給日数: 20日、弁当代: 800円…月額16,000円(20日×800円)とすると



従業員負担額が食事価額の50%を下回っているため、従業員負担額を差し引いた9,000円分が「給与」として課税される。従業員負担額が食事価額の50%以上、会社負担額が7,500円以下のため7,000円分が「福利厚生費」として処理できる。

※「食事の支給」とは企業が従業員に対して、契約業者から購入した弁当を提供することや、社員食堂で食事を提供すること等をいいます。一方、「食事の補助」(現金支給)については、給与とみなされ、所得税の課税対象となります。

[深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する所得税の取り扱いについて]

出典:国税庁HP

深夜勤務者に対して夜食の現物支給に代え、給与に加算して勤務1回ごとの定額で支給する金銭について課税されない金額が、2026年4月1日以降に支給される食事から、従来の一回の支給額が300円以下から**650円以下**に引き上げられました。

深夜勤務者…労働協約又は就業規則等により定められた正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を午後10時から翌日午前5時までの間において行う者をいう。

新しい仲間が増えました

令和8年4月に入社しました。田中楓華と申します。まだまだ未熟者ではありますが、皆様のお力添えになれるよう日々精進していきます。どうぞよろしくお願いいたします。

自動車税・軽自動車税の納付

毎年5月上旬ごろ、4月1日現在、自動車等を所有している方には自動車税納税通知書が届きます。5月31日(日)が納付期限となっております。銀行、郵便局、コンビニ等で忘れずにご納付をお願い致します。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision
今月の開催日は**5月14日(木)**です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
5月14日(木)	3・4・5・6 月決算法人様	5月8日(金)
6月11日(木)	4・5・6・7 月決算法人様	6月5日(金)
7月9日(木)	5・6・7・8 月決算法人様	7月3日(金)

< 5月カレンダー >

11	月	*4月分源泉所得税・住民税の納付期限
14	木	* 経営計画書作成セミナー: Vision
31	日	*3月決算法人の確定申告及び納付期限
		*9月決算法人の中間申告及び納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の12・6月決算法人)
		*消費税(毎月納付3月分)の納付期限(年税額4800万円超の法人)

※5月31日は日曜日の為納付期限は6月1日曜日となります。

当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています